

学校法人成城学園寄附行為

昭和26年3月6日 認可 昭和26年3月14日 登記

昭和28年9月17日	一部改正	昭和29年2月15日	認可
昭和29年11月25日	一部改正	昭和30年1月26日	認可
昭和35年5月26日	一部改正	昭和35年7月21日	認可
昭和41年11月28日	一部改正	昭和42年3月29日	認可
昭和47年10月2日	一部改正	昭和47年10月27日	認可
昭和50年3月29日	一部改正	昭和52年1月10日	認可
昭和51年12月23日	一部改正	昭和52年6月24日	認可
昭和53年1月31日	一部改正	昭和53年2月22日	認可
昭和53年8月21日	一部改正	昭和53年10月30日	認可
昭和55年2月4日	一部改正	昭和55年2月21日	認可
昭和61年10月21日	一部改正	昭和62年3月18日	認可
平成5年3月19日	一部改正	平成5年5月27日	認可
平成5年11月8日	一部改正	平成5年12月21日	認可
平成6年11月7日	一部改正	平成6年12月1日	認可
平成9年11月11日	一部改正	平成10年3月3日	認可
平成13年7月2日	一部改正	平成13年7月18日	認可
平成14年5月30日	一部改正	平成14年8月14日	認可
平成15年5月26日	一部改正	平成15年7月17日	認可
平成16年5月27日	一部改正	平成16年11月30日	認可
平成16年11月11日	一部改正	平成17年3月2日	認可
平成17年5月26日	一部改正	平成17年8月31日	認可
平成19年5月24日	一部改正	平成19年9月14日	認可
平成20年3月17日	一部改正	平成20年7月1日	届出
平成20年5月22日	一部改正	平成20年8月5日	認可
平成20年11月13日	一部改正	平成20年12月22日	認可
平成24年3月22日	一部改正	平成24年5月11日	認可
平成26年3月27日	一部改正	平成26年5月16日	認可
平成31年3月28日	一部改正	令和元年5月31日	認可
令和2年1月16日	一部改正	令和2年3月24日	認可
令和2年4月20日	一部改正	令和2年7月7日	認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人成城学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所は、東京都世田谷区成城6丁目1番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、かつ、学園創立者文学博士澤柳政太郎の教育精神を受け継いで学校教育を行い、どのような時代、環境にあっても未来を切り拓いていける人材を育成することを目的とする。

(設置する学校及び施設)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、学校及び施設を設置する。

2 前項の学校は次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる研究科、学部、学科又は課程を置く。

(1) 成城大学 大学院経済学研究科・文学研究科・法学研究科・社会イノベーション研究科、経済学部経済学科・経営学科、文芸学部文化史学科・国文学科・英文学科・芸術学科・マスコミュニケーション学科・ヨーロッパ文化学科、法学部法律学科、社会イノベーション学部政策イノベーション学科・心理社会学科

(2) 成城学園高等学校 全日制課程普通科

(3) 成城学園中学校

(4) 成城学園初等学校

(5) 成城幼稚園

3 第1項の施設は次に掲げるものとする。

(1) 成城学園教育研究所

第3章 役員及び理事会

(役員の定数)

第5条 この法人に、理事12人以上14人以内を置き、そのうち1人を理事長とし、2人を常務理事とする。

第6条 この法人に、監事3人を置く。

(役員の選任)

第7条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学園長

(2) 大学学長及び法人事務局長

(3) 大学学部長の内から、互選によって選出される者1人、中学校高等学校校長、初等学校校長及び幼稚園園長の内から、互選によって選出される者1人

(4) 第19条第1項第3号、第4号及び第5号の評議員の互選による者 3人

(5) 理事会が推薦し、評議員会の承認を経た者 4人以上6人以内

2 前項第1号及び第2号に掲げる者が、前項第2号の他のいずれかの職を兼務する場合には、第5条の定めにかかわらず、理事の定数を兼務数減ずるものとする。

3 理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

4 常務理事は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 第1項第1号に掲げる理事(以下、「学園長である常務理事」という。)

(2) 第1項第2号から第5号までに掲げる理事の中から理事長が推薦し、理事会が承認した理事1名(以下、「学園長でない常務理事」という。)

5 第1項第1号に掲げる者は、理事会において選考する。

6 前項に規定する選考を行うために、理事会の諮問機関として学園長選考小委員会(以

下、「小委員会」という。)を設置する。

7 小委員会の設置に関し必要な事項は別に定める。

第8条 監事となる者は、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校その他施設に勤務する教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会が推薦する者とする。

2 監事の選出に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選出するものとする。

3 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、学園長である常務理事については4年、第7条第1項第2号に定める理事についてはその在任中、その他の者については3年とする。

2 役員の重任は、理事長及び学園長でない常務理事については2回、学園長である常務理事については1回、その他の者については3回に限る。

3 前項の規定にかかわらず、理事長及び学園長である常務理事については、特段の事由を有する場合は、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、更に1回に限り重任することができる。

4 補欠によって選任される役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了の後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了

（2）辞任

（3）死亡

（4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第11条 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。

（常務理事の職務）

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

2 学園長である常務理事は、この法人の教育活動を統轄し、この法人が設置する学校全体に関わる教学の連携、協同の遂行にあたる。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、学園長でない常務理事、学園長

である常務理事の順序により、その職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。この場合における理事会又は評議員会の議長は、出席理事又は評議員の互選によって定める。

3 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第15条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- 4 理事長は、理事4人以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長の指名した2人の理事が署名捺印し、常にこれを事務局に備え置く。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会の構成)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

第18条 評議員会は、評議員47人以上51人以内をもって組織する。

(評議員の選任)

第19条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園長、大学学長及び法人事務局長
 - (2) この法人の職員（ただし、前号に掲げる者を除く。）で年齢25年以上の者のうちから選出される者 10人
 - (3) 卒業者で年齢25年以上の者のうちから選出される者 15人
 - (4) 父母のうちから選出される者 10人
 - (5) 父母のうちから理事会が推薦し、評議員会の承認を経た者 5人
 - (6) 理事会が推薦し、評議員会の承認を経た者 4人以上8人以内
- 2 前項第1号に掲げる者が同号の他のいずれかの職を兼務する場合には、第18条の定めにかかわらず、評議員の定数を兼務数減ずるものとする。
 - 3 第1項第2号から第4号までに掲げる評議員は、別に定めるところによって選出する。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、前条第1項第1号の者についてはその在任中、その他の者については3年とする。ただし、重任は、これを妨げない。

- 2 補欠によって選任される評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行う。

第21条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

5 理事長が第2項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。この場合における評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長は、評議員として議決に加わることができない。

10 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第24条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長の指名した2人の評議員が署名捺印し、常にこれを事務局に備え置く。

(諮問事項)

第25条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第5章 顧問

（顧問）

第26条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会が推薦し、評議員会の承認を経て、これを委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、理事長の要請に基づき理事会又は評議員会に出席して意見を述べるができる。この場合、出席に代えて書面によることを妨げない。

第6章 資産及び会計

（資産）

第27条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人に組織変更された時の財産目録記載の財産
- (2) この法人の目的に賛成して寄附される動産、不動産その他の財産
- (3) この法人の事業及び資産から生ずる収入その他の雑収入

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入した財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入した財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（経費の支弁）

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 役員損害賠償責任

(役員損害賠償責任)

第40条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任の免除)

第41条 前条の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 第7条第1項第4号及び第5号に掲げる理事又は監事（以下この条において「非業務執行役員」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に賠償する責任は、当該非業務執行役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行役員と締結することができる。

第8章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合、その残余財産は、この法人の目的と同一又はこれに類似する目的をもつ他の学校法人その他の教育事業を行うもののうちから、解散のときにおける理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務局に備え置く。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、その法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則 (昭和28年9月17日一部改正)

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、そ

の職を失うものとする。

附 則（昭和29年11月25日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和35年5月26日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和41年11月28日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和47年10月2日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、そ

の職を失うものとする。

附 則（昭和50年3月29日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。
但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 3 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 4 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 5 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 6 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和51年12月23日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。
- 6 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。
但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 7 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第7条第1項第3号、第7条第2項、第17条第1項第1号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月31日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。
- 6 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。
但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

7 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第7条第1項第3号、第7条第2項、第17条第1項第1号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日一部改正）

1 この改正は、文部大臣の認可を得た日から施行する。

2 第17条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の3分の1をこえないものとする。

附 則（昭和55年2月4日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日から施行する。

但し、第4条第2項中、学科（名）の変更については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月21日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（昭和62年3月18日）から施行する。

附 則（平成5年3月19日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成5年5月27日）から施行する。

附 則（平成5年11月8日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成5年12月21日）から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年11月7日一部改正）

1 この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成6年12月1日）から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 第17条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の2分の1以内とする。

附 則（平成9年11月11日一部改正）

1 この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成10年3月3日）から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 この寄附行為の施行の際、現に監事の職にある者については、第9条の規定を適用しない。

3 第18条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の2分の1以内とする。

附 則（平成13年7月2日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成13年7月18日）から施行する。

附 則（平成14年5月30日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成14年8月14日）から施行する。

附 則（平成15年5月26日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成15年7月17日）から施行する。

附 則（平成16年5月27日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成16年11月11日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成17年3月2日）から施行する。

附 則（平成17年5月26日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成17年8月31日）から施行する。

附 則（平成19年5月24日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成19年9月14日）から施行する。

附 則（平成20年3月17日一部改正）

この寄附行為は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日一部改正）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成20年8月5日）から施行する。

2 第19条第1項第4号、第5号及び第20条第1項の適用については、平成21年1月8日から適用する。

附 則（平成20年11月13日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成20年12月22日）から施行する。

附 則（平成24年3月22日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成24年5月11日）から施行する。

附 則（平成26年3月27日一部改正）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成26年5月16日）から施行する。

2 第5条、第6条、第7条第1項第1号・第3号、第8条第1項第3号、第18条、第19条第1項第1号・第2号・第3号・第4号及び第6号の適用については、平成27年1月12日から適用する。

3 第19条第1項第4号の適用について、卒業者である者の数の制限（選出される者の数の2分の1以内）は、これを廃止する。

附 則（平成31年3月28日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（令和元年5月31日）から施行する。

附 則（令和2年1月16日一部改正）

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月20日一部改正）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（令和2年7月7日）から施行する。

2 第5条、第7条第1項第3号・4号、第19条第1項第5号の適用については、令和3年1月8日から適用する。

3 第8条の適用については、令和3年1月14日から適用する。

4 前3項に掲げる他、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員の職にある者については、従前の寄附行為を適用する。